

教育委員会会議録

(定例会)

令和元年11月21日開催

さいたま市教育委員会

- | | | | | |
|---|---|---|-----------------|---------|
| 1 | 期 | 日 | 令和元年11月21日(木) | |
| 2 | 場 | 所 | 教育委員会室 | |
| 3 | 開 | 会 | 午前10時00分 | |
| 4 | 出 | 席 | 教 育 長 | 細 田 眞由美 |
| | | | 教育長職務代理者 | 大 谷 幸 男 |
| | | | 委 員 | 石 田 有 世 |
| | | | 委 員 | 野 上 武 利 |
| | | | 委 員 | 武 田 ちあき |
| | | | 委 員 | 柳 田 美 幸 |
| 5 | 議 | 場 | に出席した者 | |
| | | | 副教育長 | 久保田 章 |
| | | | 管理部長 | 高 崎 修 |
| | | | 学校教育部長 | 平 沼 智 |
| | | | 生涯学習部長 | 竹 居 秀 子 |
| | | | 管理部参事兼教育財務課長 | 栗 原 章 浩 |
| | | | 学校教育部参事兼教職員人事課長 | 澤 田 純 一 |
| | | | 学校教育部参事兼指導2課長 | 吉 田 賀 一 |
| | | | 教育総務課長 | 高 木 泰 博 |
| | | | 教職員給与課長 | 井 出 浩 史 |
| | | | 博物館長 | 酒 井 浩 志 |
| 6 | 会 | 議 | 録署名委員 | |
| | | | 武 田 ちあき | |

7 議事等の概要

- 細田教育長 それでは、ただいまから教育委員会会議を開会いたします。
本日は、傍聴を希望する方は、いらっしゃいますか。
- 書記 1名いらっしゃいます。
- 細田教育長 本日は、会議の傍聴を希望する方がいらっしゃいますが、許可して
よろしいでしょうか。
- 各委員 <異議なし>
- 細田教育長 それでは、傍聴を許可します。本日の会議録の署名委員は、武田委
員にお願いいたします。
本日の会議に、報告第21号「令和元年度さいたま市一般会計補正
予算（教育費）について」を追加提出いたします。
なお、本日の議案のうち、報告第18号、第19号、第21号は、
緊急に処理する必要があると認められ、かつ、会議を招集するいとま
がないことから、さいたま市教育委員会教育長に対する事務委任規則
第4条の規定により臨時代理いたしましたので御報告するものでご
ざいます。
また、報告第18号、第19号及び議案第102号、第103号は、
人事に係る案件であることから、非公開とすることをお諮りしたいと
思いますが、委員の皆さんいかがでしょうか。
- 各委員 <異議なし>
- 細田教育長 それでは、出席委員全員の賛成をいただきましたので、ただ今申し
上げた報告及び議案は非公開といたします。
会議の順番ですが、議案第100号、第101号、報告第20号、
第21号、第19号、第18号、議案第102号、第103号の順に
審議を行うことといたします。
- 議案第100号 さいたま市教職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を
改正する規則について
- 細田教育長 それでは、議案第100号について事務局から説明をお願いしま
す。
- 教職員給与課長 「さいたま市教職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部

を改正する規則」につきまして、御説明させていただきます。

議案書は8ページからとなりますが、12ページの資料に基づき御説明いたします。本規則案は、「さいたま市職員の給与に関する条例」及び「さいたま市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例」が9月議会を経て改正、制定されたことに伴い、教職員の期末手当及び勤勉手当に関する規定について、所要の改正を行うものでございます。それでは、改正内容について御説明いたします。まず、「2 改正の内容」の(1)ですが、地方公務員法の一部改正により、成年被後見人又は被保佐人であることを欠格条項として定めていた規定が削除され、給与条例が改正されたことに伴い、期末手当及び勤勉手当の支給対象外となる教職員を規定する部分から、失職する場合を削除するものでございます。

次に、「改正の内容」の(2)でございますが、地方公務員法において会計年度任用職員の創設により臨時的任用職員の要件が厳格化されたことに伴い、教職員が基準日前1月以内に退職した場合であっても、基準日までの期間に臨時的任用の教職員となった場合は、一般職の常勤の教職員と同様に、教職員としての期末手当及び勤勉手当の支給対象外となるよう、所要の改正を行うものです。

最後に、「改正の内容」の(3)の会計年度任用職員の在職期間の通算についてでございます。会計年度任用職員の給与条例が制定されたことに伴い、基準日以前6月以内の期間において、期末手当が支給される職に限りますが、会計年度任用職員としての在職期間がある場合、その期間を教職員の期末手当の在職期間に通算するものです。施行期日につきましては、欠格条項に関わる部分については令和元年12月14日、それ以外につきましては令和2年4月1日とするものでございます。

説明は以上です。御審査のほどよろしく願いいたします。

細田教育長 何かありますか。

大谷委員 再任用職員についても、期末・勤勉手当の支給対象となっているのか。

教職員給与課長 常勤職員と同様に支給されるものでございます。

野上委員 どの程度の職員が会計年度任用職員となるのか。

教職員給与課長 臨時職員約2,400人、非常勤職員約8,300人のうち、臨時職員約1,400人、非常勤職員約3,300人の移行が見込ま

れるものとなります。

細田教育長 他に何かありますでしょうか。それでは、議案第100号につきまして、原案のとおりとしてよろしいですか。

各委員 <異議なし>

細田教育長 出席委員全員の賛成により、原案のとおり可決されました。

議案第101号 教職員の失業者の退職手当支給規則の一部を改正する規則について

細田教育長 続きまして、議案第101号につきまして、事務局から説明をお願いします。

教職員給与課長 「教職員の失業者の退職手当支給規則の一部を改正する規則」につきまして、御説明させていただきます。

議案書は18ページですが、21ページの資料に基づき御説明いたします。本規則案は、「さいたま市教職員退職手当条例」が改正されたことを踏まえ、規定の整備を行うものです。また、雇用保険法の改正に伴い、国等に準じ、所要の改正を行うものでございます。それでは、改正内容について御説明いたします。まず、「2 改正の内容」の（1）ですが、地方公務員法の一部改正により、成年被後見人又は被保佐人であることを欠格条項として定めていた規定が削除され、退職手当条例が改正されたことに伴い、失業者の退職手当の支給を受けられる特定受給資格者の定義から、失職又はこれに準ずる退職をした者を削除するものです。

次に、「改正の内容」の（2）につきましては、雇用保険法の改正に伴い、「雇用保険の基本手当」の受給期間延長の申請期限が、1箇月以内から4年以内に変更されたことに準じ、「失業者の退職手当」の受給期間延長の申請期限についても同様に、1箇月以内から4年以内に変更するものです。なお、経過措置として、退職の日の翌日から起算して4年を経過する日がこの規則の公布日以後にある者からの申出があった場合は、受給期間延長の申請として改正後の規定を適用するものです。施行期日につきましては、欠格条項に関わる部分については令和元年12月14日、それ以外については公布の日とするものでございます。

説明は以上です。御審査のほどよろしくお願いいたします。

細田教育長 何かありますか。それでは、議案第101号につきましては、原案のとおりとしてよろしいですか。

各委員 <異議なし>

細田教育長 出席委員全員の賛成により、原案のとおり可決されました。

報告第20号 さいたま市教職員の給与改定について

細田教育長 続きまして、報告第20号につきまして、事務局から説明をお願いします

教職員給与課長 さいたま市教職員の給与改定につきまして、御報告させていただきます。

資料6ページをお願いします。市人事委員会からの報告及び勧告を踏まえ、教職員の給与のうち、勤勉手当、住居手当について改定するものです。ただし、教職員の給与条例自体は、市職員の給与条例の規定を準用しているため、教職員の給与条例の改正は要さないものでございます。それでは、改定内容について御説明いたします。まず、「2改定の内容」の(1)ですが、勤勉手当の支給割合について、令和元年度における勤勉手当の支給月数をアのとおり、一般教職員が0.925月から0.975月、特定管理教育職員が1.125月から1.175月と各々0.05月引き上げ、12月期として支給するものです。また、令和2年度以後における勤勉手当の支給月数をイのとおり、一般教職員が0.925月から0.95月、特定管理教育職員が1.125月から1.15月と、こちらは0.05月の引き上げ分を6月期、12月期に等分し、支給するものです。次に、「改定の内容」の(2)につきましては、住居手当について、令和2年度より手当の支給対象となる家賃額の下限を12,000円超から16,000円超と4,000円引き上げ、手当の支給額の上限を27,000円から28,000円と1,000円引き上げるものです。なお、経過措置として、住居手当額が2,000円を超える減額となる教職員に対し、令和3年3月31日までの間、令和2年3月31日において支給されていた改正前の手当額に相当する額から2,000円を控除した額を住居手当として支給するものです。

施行期日につきましては、2(1)アの改定については令和元年12月1日、2(1)イ、(2)の改定については令和2年4月1日とするものでございます。

報告は以上でございます。よろしくお願いたします。

細田教育長 何かありますか

細田教育長 それでは、この件は終了といたします。

報告第21号 令和元年度さいたま市一般会計補正予算（教育費）について

細田教育長 続きまして、報告第21号につきまして、事務局から説明をお願いします。

教育財務課長 それでは、報告第21号「令和元年度さいたま市一般会計補正予算（教育費）」につきまして御説明させていただきます。

この報告の内容は、令和元年さいたま市議会12月（11月繰上げ）定例会に提出する「さいたま市一般会計補正予算」の教育費部分についてでございますが、緊急に処理する必要があり、教育委員会会議を招集するいとまがなかったことから、臨時代理させていただいたものでございます。

資料の7ページをお願いします。提案理由でございますが、今回の補正予算は、台風19号の被害を受けた浦和くらしの博物館民家園の復旧に関するものであり、歳入予算は国から交付される国庫補助金について、歳出予算は復旧にかかる修繕料等について、市長に申出するものでございます。なお、今回提出の補正予算につきましては、台風被害からの早期復旧に向けて迅速な対応を図る必要があることから、市議会におきましては他の議案とは別に、議会会期中に先に議決を得る、いわゆる先議分として議案が提出されることになっております。

資料に戻りまして4ページをお願いします。別表でございますが、まず上段の歳入につきましては、国からの国庫補助金185万4千円増額するものでございます。下段の歳出でございますが、教育費のうち社会教育費を287万2千円増額補正するものでございます。

補正予算の概要について御説明したいと思います。概要につきましては9ページの資料を御覧下さい。事務事業名は「民家園管理運営事業」、所管は生涯学習部の博物館となります。

〈補正の目的・内容〉の欄及び〈主な事業〉の欄を御覧ください。緑区にあります浦和くらしの博物館民家園において移築復原されている伝統的建造物のうち、このたびの令和元年台風19号により浸水被害を受けました旧武笠家、旧蓮見家、旧高野家住宅等の修繕料と排出される廃棄物の処分にかかる委託料について補正を行うものでございます。右側の[参考]欄にありますとおり、議会の議決をいただいた後、ただちに発注を行い来年3月、年度末までには修繕等を完了さ

せる予定となっております。右上の欄、歳出補正額は287万2千円ですが、特定財源としまして185万4千円が国から補助金として交付されることとなっております、残りの101万8千円が一般財源となります。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

細田教育長 何かありますか。

細田教育長 それでは、この件は終了といたします。
ここで事務局の入替えを行います。準備ができ次第、再開いたします。傍聴の方に申し上げます。先ほど決まりましたとおり、ここからの審議につきましては、非公開となりますので、御退室ください。

報告第19号 さいたま市教職員（管理職）の人事について

報告第18号 さいたま市教育委員会事務局及び教育機関の課長（課長相当職を含む。）以上の人事について

<非公開案件につき内容は省略>

議案第102号 令和元年度さいたま市教育功労賞表彰について

<非公開案件につき内容は省略>

<議案は原案どおり可決>

議案第103号 「さいたま市いじめのない学校づくり推進委員会」調査専門員の委嘱について

<非公開案件につき内容は省略>

<議案は原案どおり可決>

以上をもちまして、本日の教育委員会会議の議事を終了いたします。

これにて、教育委員会会議を閉会いたします。

8 閉 会 午前10時51分